

第14回 労働者を守る制度について

◎今回の概要:

雇う企業と雇われる労働者は雇用契約上では対等な立場にいます。しかしながら、実際には企業の側が有利な立場にいます。そのためこれまでの歴史の中で様々な労働者を守る制度が築かれてきました。それらは労働者が団結して労働組合をすることであり、労働安全衛生制度であり、雇用保険や労災保険・健康保険であり、また退職後の生活のための年金制度であります。それらを知ることは働く人々にとって、とても重要な知識であり、あらかじめ知ることによって自らを助ける糧になります。その中で、今回は労働組合と労働CSRを主に考えます。

◎労働組合問題

○労働三権

- ・憲法28条は労働三権を保障:

団結権:労働組合を作る権利

団体交渉権:使用者と交渉し協約をむすぶ権利

団体行動権:団結して就労放棄してストライキする権利

○労働組合の成り立ち

- ・イギリス、19世紀初め団体禁止の法律、弾圧の歴史

- ・労働組合の始まり:

職種別が基本:企業・産業を横断する組織

熟練工の組織:職場幹旋、相互保険

- ・19世紀末の技術革新:

熟練工の排他性が問題、組合の門戸開放:半熟練工・不熟練工・女性労働者

- ・一般組合(ジェネラルユニオン)の登場

イーストエンド・ドッグ人夫、1889年ストライキ

誰でも入れる労働組合ができる:新組合主義:運輸一般労働組合 TGWU が誕生

○日本の労働組合運動:企業別労働組合の問題点と新たな展開

- ・企業の行動・盛衰と一体化・規制力として機能しにくい:

企業の枠を超えた賃金の標準化ができず

高度成長期には春闘賃上げ:

企業の支払い能力に応じた賃金の決定、正社員の賃金水準の下落へ

- ・非正規労働者・非組合員を組合運動の対象とせず

- ・働かせ方に対する組合の規制力の弱体化:配置・配転・ノルマ・残業指令・休暇取得

労働条件の個人処遇化:労働者を無抵抗にさせる

- ・新たな労働組合運動:非正規労働者の増加とコミュニティーユニオン

◎労働CSRについて

- ・ CSR : Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任
- ・ 企業におけるCSR報告書の増加 : ISO・国際規格の認証 :
ただし、CSR報告書では、環境保全・法令遵守を重要視し、
労働・雇用の問題は顧みられない、均等待遇・雇用の情報開示もない
- ・ ディーセントワーク : 労働者の権利が保障され、十分な収入・適切な社会保護・生産的な仕事
- ・ 経済グローバル化・労働組合弱体により労働に対するCSRへ : 企業の社会的責任を問う
- ・ アメリカの企業 : 労働の場における健康・安全、労働に着目したCSR「労働CSR」を謳う
- ・ OECDガイドライン : 監視制度 : 改善勧告 : ネスレ日本と労働組合の紛争の例
- ・ 国際的な労使枠組み協約 : 国際森林木材労連とIKEA : 高島屋・ミズノ・イオンとUNI

◎ビデオ

なぜ、私たちは2社統一でストライキをするのか？

[YouTube から]

part 1 ～ブラック企業が蔓延する自販機業界の実態～

<https://youtu.be/clipF5Y0PAU>

part 2 ～ ジャパンビバレッジ～

<https://youtu.be/l2kFAvF7XIE>

part 3 ～ 大蔵屋商事～

<https://youtu.be/uMWZufSjx1Y>

part 4 ～ 8時間労働で生活できる賃金を！～

<https://youtu.be/KGI9mj1G5A>

※6月27日の「啓発授業」で予定したもの

◎参考文献

*労働組合については :

- ・ 熊沢誠『労働組合運動とは何か』岩波書店、2013年
- ・ 河西宏祐『路面電車を守った労働組合』平原社、2009年

*労働CSRについては :

- ・ 高橋邦太郎「労働CSRと格差・貧困」
(森岡孝二編『貧困社会ニッポンの断層』桜井書店、2012年)
- ・ 松浦章『日本の損害保険産業 CSRと労働を中心に』桜井書店、2014年
- ・ 吾郷真一「企業の労働CSR強化の方向性と労使関係の今後のあり方」
(岸-金堂・森岡編『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』ミネルヴァ書房、2016年)